

KES P2P Link サービス利用規約

2024 年 12 月 1 日現在

株式会社金沢エンジニアリングシステムズ

利用規約

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

1. 株式会社金沢エンジニアリングシステムズ(以下、「当社」といいます。)は、本利用規約(以下、「利用規約」といいます。)に基づき、本サービスを提供し契約者に対する本サービスの非独占的利用を許諾します。
2. 利用規約と個別の利用規約の規定が異なるときは、個別の利用規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 利用規約は、当社、代理店及び契約者等に対して適用されるものとし、契約者が本サービスを利用する際には、利用規約の内容を承諾いただいたものとみなします。また、当社は利用規約の内容を必要に応じて変更することがあります。

第2条(定義)

利用規約においては、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本サービス：利用規約に基づき当社が契約者に提供する「KES P2P Link サービス指標」で定める所定のサービス
2. 契約者：利用規約に基づく利用契約を当社または代理店と締結し、本サービスの提供を受けるもの
3. 認定利用者：契約者が当社の承諾を得た場合に、本サービスを利用することができる者
4. 代理店：本サービスの販売を行う当社指定の販売代理店
5. 利用契約：利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
6. 利用契約等：利用契約及び利用規約
7. 契約者設備：本サービスの提供を受けるために契約者等が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
8. 本サービス用設備：本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア、及び当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
9. 本サービスが利用する外部サービス：Remot3.it 社の Remot3.it サービス、通信事業者のモバイル回線サービス
10. 消費税等：消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

11. ユーザーID：契約者とその他の者を識別するために用いられる文字列
12. パスワード：ユーザーID と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

第3条(通知)

1. 当社からの契約者への通知は、利用規約等に特段の定めがない限り、通知内容を電子メール、書面もしくは当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法にて行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を行う場合には、契約者に対する当該通知は、電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条(利用規約の変更)

1. 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。
規約変更の告知後にお客様が本製品の利用を継続した場合、お客様は変更に同意したものとみなします。
2. 当社は前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第5条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

第6条(合意管轄)

契約者と当社の間で紛争が生じた場合には、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条(準拠法)

利用契約等の成立、効力、履行及び解決に関する準拠法は、日本法とします。

第8条(協議等)

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結など

第9条(利用契約の締結等)

1. 利用契約は、本サービスの利用申請者が所定の利用申請書を当社または代理店に提出し、当社または代理店が承諾の通知を発信した時点で成立するものとします。なお、本サービスの利用申請者は利用規約の内容を承諾の上、申請を行うものとします。その為、当社は、利用申請者が本サービスの申込みを行った時点で利用申請者は利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が所定の利用変更申請書を当社または代理店に提出し、当社または代理店が承諾の通知を発信した時点で成立するものとします。
3. 当社または代理店は、前述してある利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用者申請者及び契約者が以下の7点のいずれかに該当する場合には利用契約または利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭責務の不履行、その他利用規約等に違反したことを理由に利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申請書または利用変更申請書に虚偽の記載、誤記、記入漏れがあったとき、又はそのおそれがあるとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠る恐れがあるとき
 - (4) 申込者が第31条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき
 - (5) 申込者が第32条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (7) その他、当社が不適当と判断したとき
4. 当社は日本国内で商業登記された法人からの本サービスの利用の申込みのみ、受け付けるものとします。

第10条(認定利用者による利用)

契約者は、当社があらかじめ書面又は所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第11条(変更通知)

1. 契約者は、本店所在地、住所、連絡先等利用申請書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社または代理店の定める方法により変更予定日の30日前までに当社または代理店に通知するものとします。

2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります、この場合、契約者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 12 条(一時的な中断および提供の停止)

1. 当社は以下の 3 点のいずれかに該当する場合には、契約者への事前通知、承諾を得ることなく、本サービスを中断できるものとします。
 - (1) 本サービス用の設備の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむ負えない場合
 - (3) その他、災害等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は本サービス用の設備の保守を行うために、契約者に事前通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合または契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかによる本サービスの提供の中断及び停止により、契約者等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 13 条(利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社の定める方法により期間満了 30 日前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに自動更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 当社は、本サービスの利用期間満了の 30 日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。
3. 本サービスの最短の利用期間は、利用開始日から起算して 12 か月とします。

第 14 条(契約者からの利用契約の解約)

1. 契約者は、契約期間満了日の 30 日前までに当社が定める方法により当社または代理店に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社または代理店に到達した時点において、未払いの

利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

3. 契約期間満了前での解約は違約金としまして、残りの契約期間に関わらず、既にお支払いいただいている契約金のご返金はしないものとします。

第 15 条(当社または代理店からの利用契約の解約)

1. 当社または代理店は、契約者が以下 12 点のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 利用申請書、利用変更申請書その他通知内容等に虚偽記入、記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 契約者または利用者が反社会的勢力等に該当すると判断した場合
 - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (11) 当社に重大な危害又は損害を及ぼした場合
 - (12) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、当社または代理店が定める期日までに支払うものとします。

第 16 条(本サービスの廃止)

1. 当社は、以下 3 点のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1) 廃止日の 60 日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 外部サービスが廃止された場合
 - (3) 災害等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、当社は、既に支払われて

いる利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を月割計算にて契約者に返還するものとします。

3. 当社は、第1項に基づく廃止によって生じた損害については、責任を負いません。

第17条(契約終了後の処理)

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同様とします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同様とします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第18条(本サービスの種類と内容)

1. 当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、利用申請書に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。なお、対応端末に搭載する通信モジュールの種別、契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
2. 契約者は以下3点を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第38条第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 - (3) 本サービスを介して使用させる機器及びアプリケーションソフトなどに関して動作保証されないこと
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、以下2点については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第 19 条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、利用規約等で特に定める場合を除き、日本国内及び、当社が指定した国に限定されるものとします。

また、利用可能地域外での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことにより契約者又は第三者に損害が生じたとしても当社は責任を負いません。

第 20 条(提供サービスのサポートサービス)

当社は、利用申請書のサービスに定めるサポートサービスを利用規約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第 21 条(再委託)

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 35 条(秘密情報の取り扱い)および第 36 条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第 22 条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、算定方法等は利用申請書のサービスに定める利用料金とします。

第 23 条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、本サービスの利用期間における利用料金及びこれにかかる消費税等を第 24 条に定める方法で当社又は代理店に支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 12 条第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第 12 条に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、当社の責に帰すべき事由の場合は第 37 条の定めに従うものとします。

第 24 条(利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、利用申請書に定める期日までに利用申請書の定める方法により支払うものとします。なお、支払に必要な

振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社または代理店は一切の責任を負わないものとしします。

第 25 条(遅延利息)

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 15.0%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社または代理店が指定する期日までに当社または代理店の指定する方法により支払うものとしします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務

第 26 条(自己責任の原則)

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとしします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとしします。
3. 契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとしします。

第 27 条(利用責任者)

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第 9 条所定の利用申請書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとしします。
2. 契約者は、利用申請書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申請書にて速やかに通知するものとしします。

第 28 条(本サービス利用のための設備設定・維持)

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に十分な電波強度が無い等の不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第 29 条(ユーザーID 及びパスワード)

1. 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザーID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザーID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザーID 及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者のユーザーID 及び パスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザーID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者は故意又は過失によりユーザーID またはパスワードを第三者に漏洩した場合、直ちに当社または代理店に通知するものとします。

第 30 条(バックアップ)

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ 等に関して、一切責任を負わないものとします。

第 31 条(禁止事項)

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、または当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害な コンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (7) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (8) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (9) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社または代理店に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第 32 条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること。

- (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第6章 当社の義務

第 33 条(善管注意義務)

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第 34 条(本サービス用設備の障害等)

- 1. 当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
- 2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
- 3. 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定してそれを実施

するものとします。

第7章 秘密情報の扱い

第 35 条(秘密情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び以下 5 点のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製または改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

6. 本条の規定は、本サービス利用終了後、1年間有効に存続するものとします。

第36条(個人情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第4項ないし第5項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス利用終了後、1年間有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第37条(損害賠償の制限)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第34条(本サービス用設備の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
2. 本サービスまたは利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第 38 条(免責)

1. 本サービスまたは利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (6) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS、アプリケーション)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第 39 条(サービスレベル)

1. 当社は、努力目標としてサービス利用規約附則に 記載の「KES P2P Link サービスレベル指標」(以下「サービスレベル指標」という)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. 当社は、サービスレベル指標を随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
3. サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サ

サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

4. サービスレベル指標は、利用契約で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

第 42 条(転売等の禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾のない限り、第三者に対して本サービスの全部または一部の機能にアクセスする権限につき転売・再販売・サブライセンス等をしないものとします。

附則 1

『KES P2P Link サービス指標』

1. サービス

(1) 名称：

KES P2P Link

(2) サービス概要：

専用のゲートウェイを用意することで、モバイル回線、ブロードバンド回線により遠地の設備機器や事務所に対して、あたかも同一 LAN 上にいるかのようにクライアント PC から対象機器に対して接続・アクセスできます。

(3) 機能：

- ・親機ゲートウェイ機能
- ・子機ゲートウェイ機能
- ・クライアント PC 用 専用管理アプリ (Windows PC 用)機能

2. サービスレベル指標

(1) 利用性

- ・サービス時間：原則 24 時間×365 日(計画停止、保守による停止を除く)
- ・計画停止予定通知：7 日前までに所定の方法により通知
- ・サービス稼働率：99.3%以上（モバイル回線、remot3.it を除く）

(2) サポートサービス時間帯

- ・電話受付：9:00～17:00(当社および代理店の営業日)
- ・電話番号：076-224-7565 (営業部)
- ・メール受付：24 時間 356 日(回答は原則 3 営業日以内)
- ・メール：support@kanazawa-es.com

(3) セキュリティ：

- ・通信データの暗号化
- ・証明書による接続認証
- ・ファイアウォール機能による外部ネットワーク攻撃からの防御

附則 2

本規約は、2024 年 12 月 1 日から実施します。